

本市国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期間の変更について

1 現行（令和5年度）の保険証の有効期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで（1年間）

2 法改正等

(1) 法改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年6月9日公布）

- ① 令和6年12月2日に健康保険証の廃止（令和5年12月27日：政令公布）
- ② 廃止日の時点で交付済みの保険証は、廃止された後も1年間は有効（先に有効期限が到来する場合は、有効期限まで）
- ③ 保険証廃止後は、マイナ保険証未登録者には「資格確認書」、登録者には「資格情報のお知らせ」を職権交付

(2) 国からの事務連絡（令和5年8月22日）

被保険者証の有効期限は、各保険者の判断で設定しているが、現行の被保険者証からマイナ保険証への円滑な移行を図るため、改正法の施行日前において被保険者証を被保険者に最後に交付する際には、改正法の施行日から起算して1年間（令和7年12月1日）は、当該被保険者証を使用することが可能となる有効期限を設定いただくよう、配慮いただきたい。具体的には、令和7年秋以降の有効期限を設定いただくことが考えられる。

3 令和6年度の保険証の有効期間（予定）

令和6年4月1日～令和7年11月30日まで（1年8か月間）